

議案第 号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成30年(2018年) 月 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市福祉医療費の助成に関する条例(平成3年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第8号中「課されていない者」の次に「(同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を含む。)」を加える。

第2条に次の3項を加える。

- 3 前項第2号の規定を適用する場合において、別表第2条第1項第3号に規定する者及び第2条第1項第4号、第5号又は第6号に規定する者の項所得限度額の欄に掲げる額を算定するに当たっては、地方税法第314条の7並びに同法附則第5条の4、第5条の4の2及び第7条の2の規定による控除前の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課税する所得割を除く。以下単に「所得割」という。)の額を基準とする。
- 4 第2項第2号の規定を適用する場合において、別表第2条第1項第3号に規定する者

及び第2条第1項第4号、第5号又は第6号に規定する者の項所得限度額の欄に掲げる額を算定するに当たっては、医療保険各法（同表第2条第1項第4号、第5号又は第6号に規定する者の項所得限度額の欄に掲げる額を算定するに当たっては、高確法を含む。）の規定による療養の給付等が行われた月の属する年度の前年度（当該月が4月から6月までの場合にあつては、前々年度）の1月1日において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有した場合（指定都市の指定等により当該住所地が1月2日から4月1日までの間に指定都市以外の市町村の区域になったときを除く。次項において同じ。）にあつては地方税法第314条の3第1項の規定にかかわらず、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合で、指定都市の指定等により当該住所地が1月2日から4月1日までの間に指定都市の区域内となったときにあつては同法第737条の2第1項の規定にかかわらず、それぞれ指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例によるものとする。

- 5 第2項第2号の規定を適用する場合において、別表第2条第1項第3号に規定する者及び第2条第1項第4号、第5号又は第6号に規定する者の項所得限度額の欄に掲げる額を算定するに当たっては、地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同表所得による制限に係る者の欄に掲げる者が同号イに該当するとき又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同表所得による制限に係る者の欄に掲げる者が同号に該当するときは、同法第295条第1項の規定（第2号に係る部分に限る。）及び同法第314条の2第1項第8号の規定（その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同法

第314条の2第3項に該当するときにあつては、同項の規定)を適用するものとする。

別表中

地方税法第314条の7並びに同法附則第5条の4、第5条の4の2及び第7条の2の規定による控除前の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課税する所得割を除く。)の額(所得による制限に係る者が医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた月の属する年度の前年度(当該月が4月から6月までの場合にあつては、前々年度)の1月1日において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有した場合(指定都市の指定等により当該住所地が1月2日から4月1日までの間に指定都市以外の市町村の区域になったときを除く。次項において同じ。)にあつては地方税法第314条の3第1項の規定にかかわらず、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合で、指定都市の指定等により当該住所地が1月2日から4月1日までの間に指定都市の区域内となったときにあつては同法第737条の2第1項の規定にかかわらず、それぞれ指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により算定した額)が235,000円となる額

地方税法第314条の7並びに同法附則第5条の4、第5条の4の2及び第7条の2の規定による控除前の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課税する所得割を除く。)の額(所得による制限に係る者が医療保険各法(高確法を含む。)の規定による療養の給付等が行われた月の属する年度の前年度(当該月が4月から6月までの場合にあつては、前々年度)の1月1日において、指定都市の区域内に住所を有した場合にあつては地方税法第314条の3第1項の規定にかかわらず、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合で、指定都市の指定等により当該住所地が1月2日から4月1日までの間に指定都市の区域内となったときにあつては同法第737条の2第1項の規定にかかわらず、それぞれ指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により算定した額)が235,000円となる額

を

「  
所得割の額が235,000円となる額  
」

に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の規定は、平成30年9月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の宝塚市福祉医療費の助成に関する条例の規定は、平成30年9月1日以後の診察、薬剤の支給等に係る医療費の助成について適用し、同日前の診察、薬剤の支給等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。



て、別表第2条第1項第3号に規定する者及び第2条第1項第4号、第5号又は第6号に規定する者の項所得限度額の欄に掲げる額を算定するに当たっては、地方税法第314条の7並びに同法附則第5条の4、第5条の4の2及び第7条の2の規定による控除前の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課税する所得割を除く。以下単に「所得割」という。)の額を基準とする。

4 第2項第2号の規定を適用する場合において、別表第2条第1項第3号に規定する者及び第2条第1項第4号、第5号又は第6号に規定する者の項所得限度額の欄に掲げる額を算定するに当たっては、医療保険各法(同表第2条第1項第4号、第5号又は第6号に規定する者の項所得限度額の欄に掲げる額を算定するに当たっては、高確法を含む。)の規定による療養の給付等が行われた月の属する年度の前年度(当該月が4月から6月までの場合にあっては、前々年度)の1月1日において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有した場合(指定都市の指定等により当該住所地が1月2日から4月1日までの間に指定都市以外の市町村の区域になったときを除く。次項において同じ。)にあっては地方税法第314条の3第1項の規定にかかわらず、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合で、指定都市の指定等により当該住所地が1月2日から4月1日までの間に指定都市の区域内となったときにあっては同法第737条の2第1項の規定にかかわらず、それぞれ指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例によるものとする。

5 第2項第2号の規定を適用する場合において、別表第2条第1項第3号に規定する者及び第2条第1項第4号、第5号又は第6号に規定する者の項所得限度額の欄に掲げる額を算定するに当たっては、地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替え

た場合に同表所得による制限に係る者の欄に掲げる者が同号イに該当するとき又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同表所得による制限に係る者の欄に掲げる者が同号に該当するときは、同法第295条第1項の規定(第2号に係る部分に限る。)及び同法第314条の2第1項第8号の規定(その者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当するときにあつては、同項の規定)を適用するものとする。

別表(第2条関係)

【別記 参照】

別表(第2条関係)

【別記 参照】

【別記】

(現行)

対象者の区分	所得による制限に係る者	所得限度額
第2条第1項第3号に規定する者	幼児又は小児の保護者 (その者が幼児又は小児の生計を維持できない者である場合は、当該幼児又は小児の扶養義務者)	地方税法第314条の7並びに同法附則第5条の4、第5条の4の2及び第7条の2の規定による控除前の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課税する所得割を除く。)の額(所得による制限に係る者が医療保険各法の規定による療養の給付等が行われた月の属する年度の前年度(当該月が4月から6月までの場合にあっては、前々年度の)の1月1日において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有した場合(指定都市の指定等により当該住所地が1月2日から4月1日までの間に指定都市以外の市町村の区域になったときを除く。次項において同じ。)にあっては地方税法第314条の3第1項の規定にかかわらず、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合で、指定都市の指定等により当該住所地が1月2日から4月1日までの間に指定都市の区域内となったときにあっては同法第737条の2第1項の規定にかかわらず、それぞれ指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により算定した額)が235,000円となる額
第2条第1項第4号、第5号又は第6号に規定する者	本人並びに本人の配偶者及び扶養義務者	地方税法第314条の7並びに同法附則第5条の4、第5条の4の2及び第7条の2の規定による控除前の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課税する所得割を除く。)の額(所得による制限に係る者が医療保険各法(高確法を含む。)の規定による療養の給付等が行われた月の属する年度の前年度(当該月が4月から6月までの場合にあっては、前々年度の)の1月1日において、指定都市の区域内に住所を有した場合にあっては地方税法第



	<p>314条の3第1項の規定にかかわらず、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合で、指定都市の指定等により当該住所地が1月2日から4月1日までの間に指定都市の区域内となったときにおいて、同法第737条の2第1項の規定にかかわらず、それぞれ指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により算定した額)が235,000円となる額</p>
--	---

備考 (略)

(改正案)

対象者の区分	所得による制限に係る者	所得限度額
第2条第1項第3号に規定する者	<p>幼児又は小児の保護者 (その者が幼児又は小児の生計を維持できない者である場合は、当該幼児又は小児の扶養義務者)</p>	<p>所得割の額が235,000円となる額</p>
第2条第1項第4号、第5号又は第6号に規定する者	<p>本人並びに本人の配偶者及び扶養義務者</p>	

備考 (略)

## 宝塚市福祉医療費の助成に関する条例一部改正の概要

### 1 改正の概要

福祉医療における市町村民税所得割額の算定等において未婚のひとり親を地方税法上の寡婦（夫）とみなして税額を算定することとする。

内容について

#### (1) 低所得区分（うち市町村民税非課税基準）における適用

婚姻によらないで母又は父となり、現に婚姻をしていない場合に、これを地方税法第292条第1項第11号イに定める寡婦又は同項第12号に定める寡夫とみなした上で、同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を「市町村民税非課税者」に含める。

#### (2) 所得制限額の算定における適用

婚姻によらないで母又は父となり、現に婚姻をしていない場合に、これを寡婦等とみなしてもなお、当該市町村民税の納税義務者となるものについて、地方税法第314条の2第1項第8号の規定による寡婦控除及び寡夫控除並びに同条第3項の規定による特別寡婦控除が適用された場合の所得割額と同等の額を用いて所得割額の合計額を算定する。

### 2 改正の理由

児童福祉法施行令等の改正による。

### 3 施行期日 平成30年9月1日

健発 0727 第 2 号  
障発 0727 第 1 号  
平成 30 年 7 月 27 日

各 都道府県知事  
指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省  
健康局長  
社会・援護局障害保健福祉部長  
(公印省略)

### 児童福祉法施行令等の一部を改正する政令の公布について

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 231 号。以下「改正政令」という。）が、本日公布されたところである。

改正政令の内容は下記のとおりであるので、御了知の上、事務処理に遺漏のないようにされるとともに、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知方をお願いする。

#### 記

#### 第 1 改正の趣旨

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する指定小児慢性特定疾病医療支援等については、当該支援を受ける児童の保護者の所得区分に応じた負担上限月額が定められているところ、当該所得区分については、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する市町村民税の課税の有無及び市町村民税所得割の額により設定されている。

この点、地方税法第 295 条の規定により、同法第 292 条第 1 項第 11 号イに規定する寡婦及び同項第 12 号に規定する寡夫（以下「寡婦等」という。）については、前年の合計所得金額が 125 万円以下である場合には市町村民税が課されないこととされている一方、未婚のひとり親は、同条の規定が適用されない。

今般、平成 28 年通常国会で成立した児童扶養手当法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 37 号）に対する参議院厚生労働委員会の附帯決議において、「一部の地方公共団体が取り組んでいる未婚のひとり親に対する保育料軽減等の寡婦控除のみなし適用について、その実態の把握に努め、必要に応じて適切な措置を講ずること」とされたことを踏まえ、指定小児慢性特定疾病医療支援を含むサービス等に係る負担上限月額についても、寡婦等と未婚のひとり親の不均衡を是正するため、所要の措置を講ずるものとする。

## 第2 改正の内容

別紙に掲げるサービス等に係る負担上限月額について、市町村民税非課税者と同額の負担上限月額の区分に、「寡婦又は寡夫を未婚の母又は未婚の父と読み替えた場合に市町村民税が課されないこととなる者」を加える。

## 第3 施行期日等

### 1 施行期日

改正政令は平成30年9月1日から施行する。

### 2 経過措置

改正政令による改正後の児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）等の規定は、平成30年9月1日以降に行われる小児慢性特定疾病医療支援に係る小児慢性特定疾病医療費の支給等について適用し、同日前に行われた小児慢性特定疾病医療支援に係る小児慢性特定疾病医療費等の支給等については、なお従前の例によるものとする。

### 3 寡婦控除等の取扱い

サービス等の負担上限月額の区分の設定に用いる市町村民税所得割の額の算定についても、未婚のひとり親について寡婦控除等のみなし適用を行うため、関係省令の改正を追って行う予定である（施行期日は改正政令と同日の平成30年9月1日予定）。

別紙) 本改正で手当する負担上限を定めるサービス等

1. 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)関係

サービス等(給付)	政令の改正条項	法の根拠規定
指定小児慢性特定疾病医療支援 (小児慢性特定疾病医療費)	第22条第1項第4号イ	第19条の2第2項第1号
指定通所支援 (障害児通所給付費)	第24条第5号	第21条の5の3第2項第2号
基準該当通所支援 (特例障害児通所給付費)	第25条の2第2号ホ	第21条の5の4第3項
指定入所支援 (障害児入所給付費)	第27条の2第3号	第24条の2第2項第2号

○ 以下についてもみなし寡婦(夫)制度を導入する。

サービス等(給付)	政令の改正条項	法の根拠規定
肢体不自由児通所医療 (肢体不自由児通所医療費)	第25条の13第1項第2号・第3号	第21条の5の29第2項
障害児入所医療 (障害児入所医療費)	第27条の13第1項第2号・第3号	第24条の20第2項第1号

2. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)関係

サービス等(給付)	政令の改正条項	法の根拠規定
指定障害福祉サービス等 (介護給付費)	第17条第4号	第29条第3項第2号
基準該当障害福祉サービス (特例介護給付費)	第19条第3号ニ	第30条第3項
指定自立支援医療 (自立支援医療費)	第35条第3号	第58条第3項第1号
補装具の購入、借受け又は修理 (補装具費)	第43条の3第2号	第76条第2項
指定療養介護医療 (療養介護医療費)	第42条の4第2号及び第3号	第70条第2項又は第71条第2項において準用する第58条第3項第1号
基準該当療養介護 (特例介護給付費)		

3. 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令(平成26年政令第358号)

サービス等(給付)	政令の改正条項	法の根拠規定
指定特定医療 (特定医療費)	第1条第4号イ	第5条第2項第1号

〔臨床検査技師等に関する法律施行令の一部改正〕  
第二条 臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「政令の」を「政令で」に改め、同条第三号中「検査(同条の厚生労働省令で定める生理学的検査を除く。)」を「検体検査」に改める。  
(厚生労働省令の一部改正)  
第三条 厚生労働省令(平成十二年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。  
第三十三条第六号中「第十五条の二」を「第十五条の三」に改める。

附則

この政令は、医療法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成三十年十二月一日)から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信  
内閣総理大臣 安倍 晋三

御名 御璽

平成三十年七月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百三十一号

児童福祉法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十九条の二第二項第一号、第二十一条の五の三第二項第二号、第二十一条の五の四第三項及び第二十四条の二第二項第二号、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第三項第二号、第三十条第三項、第五十八条第三項第一号(同法第七十条第二項及び第七十一条第二項において準用する場合を含む。)、及び第七十六條第二項並びに難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)第五条第二項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「免除された者」の下に「並びに同法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第二百九十五条第一項(第三号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、同法第二百九十五条第二項及び同法第二百九十五条第三項(第二号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第四項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第五項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第六項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第七項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第八項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第九項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第十項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第十一项(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第十二項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第十三項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第十四項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第十五項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第十六項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第十七項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第十八項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第十九項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第二十項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第二十一項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第二十二項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第二十三項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第二十四項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第二十五項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第二十六項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第二十七項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第二十八項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第二十九項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第三十項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第三十一項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第三十二項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第三十三項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第三十四項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第三十五項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第三十六項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第三十七項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第三十八項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第三十九項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第四十項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第四十一項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第四十二項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第四十三項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第四十四項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第四十五項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第四十六項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第四十七項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第四十八項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第四十九項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第五十項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第五十一項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第五十二項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第五十三項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第五十四項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第五十五項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第五十六項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第五十七項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第五十八項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第五十九項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第六十項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第六十一項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第六十二項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第六十三項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第六十四項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第六十五項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第六十六項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第六十七項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第六十八項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第六十九項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第七十項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第七十一項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第七十二項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第七十三項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第七十四項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第七十五項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第七十六項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第七十七項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第七十八項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第七十九項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第八十項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第八十一項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第八十二項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第八十三項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第八十四項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第八十五項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第八十六項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第八十七項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第八十八項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第八十九項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第九十項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第九十一項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第九十二項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第九十三項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第九十四項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第九十五項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第九十六項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第九十七項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第九十八項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第九十九項(第一号に係る部分において同じ。)、同法第二百九十五条第一百項(第一号に係る部分において同じ。)

- 一 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十二条第一項第四号イ、第二十四条第五号、第二十五条の二第二号イ及び第二十七号の二第三号
- 二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第十七条第四号、第十九条第二号イ、第三十五条第三号、第四十二条の四第一項第二号及び第四十三条の三第二号
- 三 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令(平成二十六年政令第三百五十八号)第一条第一項第四号イ

附則

〔施行期日〕

1 この政令は、平成三十年九月一日から施行する。

(児童福祉法施行令の一部改正に伴う経過措置)

2 この政令による改正後の児童福祉法施行令の規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる児童福祉法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病医療支援に係る同法の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給、施行日以後に行われる同法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所療育に係る同法の規定による障害児通所給付費、特別障害児通所給付費、高額障害児通所給付費若しくは肢体不自由児通所医療費の支給又は施行日以後に行われる同法第七十二条第二項に規定する障害児入所支援に係る同法の規定による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは障害児入所医療費の支給について適用し、施行日以前に行われた同法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病医療費に係る同法の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給、施行日以前に行われた同法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所療育に係る同法の規定による障害児通所給付費、特別障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、特別障害児通所給付費、高額障害児通所給付費若しくは肢体不自由児通所医療費の支給又は施行日以前に行われた同法第七十二条第二項に規定する障害児入所支援に係る同法の規定による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは障害児入所医療費の支給については、なお従前の例による。

3 この政令による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の規定は、施行日以後に行われる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条に規定する障害福祉サービス、同法第二十四条に規定する自立支援医療又は同法第二十五条に規定する補装具の購入、借受け若しくは修理に係る同法の規定による自立支援給付金の支給について適用し、施行日以前に行われた同法第一項に規定する障害福祉サービス、同法第二十四条に規定する自立支援医療又は同法第二十五条に規定する補装具の購入、借受け若しくは修理に係る同法の規定による自立支援給付金の支給については、なお従前の例による。

4 この政令による改正後の難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の規定は、施行日以後に行われる難病の患者に対する医療等に関する法律第五十一条に規定する特定医療に係る同法の規定による特定医療費の支給について適用し、施行日以前に行われた同法に規定する特定医療に係る同法の規定による特定医療費の支給については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 加藤 勝信  
内閣総理大臣 安倍 晋三

御名 御璽

平成三十年七月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三